令和5年度　新潟県立佐渡中等教育学校　いじめ防止　基本方針

　本校では、全ての教職員が、下記いじめの定義を踏まえ、生徒の尊厳を守りながらいじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、「いじめ見逃しゼロ」を踏まえ、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。本基本方針には、「新潟県立佐渡中等教育学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法　第2条より）

1　組織的な対応に向けて

- ○　いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、「いじめ見逃しゼロ」を踏まえ、いじめが疑われる事態を把握した際には早期の解決に向け組織的に対応します。
- ○　いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- ○　いじめの認知について、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめ対策委員会でいじめを積極的に認知します。
- ○　いじめ対策推進教員は校内のいじめに係る状況を全て掌握し、一次判断、いじめ対策委員会、組織的対応、情報共有が円滑に進むようはたらきかけます。

2　いじめの未然防止に向けて

- ○　道徳・学活（HR）・総合的な学習（探究）の時間等において、生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせせることを通して自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重し合える態度や人間関係を構築する能力を養います。
- ○　生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- ○　教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ○　インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方等について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

○　いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。

○　日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。

○　日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

○　生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめ発見後の取組

○　いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を中核として組織的に対応します。

5 いじめの早期解決に向けて

○　いじめを受けている生徒を徹底的に守り通します。

○　いじめを受けている生徒や保護者の立場に立って対応します。

○　いじめの疑いを感じた生徒が安心して伝えられる信頼関係の構築や環境づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。

○　いじめとなる行為をしている生徒はもちろん、いじめの類似行為を行っている生徒についても、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度といじめとなる行為を行わないよう指導します。

○　いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。

○　双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。

○　いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の双方に対し、いじめが「解消している」と判断された後も継続的に見守りや指導・援助を行い、より良い人間関係の構築に努めます。

6 重大事態への対応

○　重大事態が発生した場合、県教育委員会の指導・助言のもと、事実関係を明確にするための調査を行います。調査は、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取った上で行います。

○　調査で明らかとなった課題の解決を徹底して行い、再発防止に全力で努めます。

7 いじめ防止に係る取組の改善

○　いじめ防止の取組及び本方針について、適宜見直しを行い、国や県の動向を踏まえながら改善を図ります。